

# 地域計画

策定年月日	令和 7年 3月 31日 (公告日)
更新年月日	—
目標年度	令和 16 年度
市町村名 (市町村コード)	小野市 ( 28218 )
地域名 (地域内農業集落名)	大部地区 ( 鹿野町 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	27 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	27 ha
② 田の面積	27 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1 ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

### (2) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の総面積は28haであり、その大部分で基盤整備が完了している。
- ・個人農家数は17戸で農業従事者の6割が65才以上と営農における高齢化が進んでおり、今後、更なる高齢化が予想される。地区内には集落営農組織はなく、同地区内に居住を有する認定農業者はいない。集落営農の組織化に向けた取組は予定されていない。また、町外に居住する複数の認定農業者が同町内にて耕作を行っており、農地全体の約15%が集約されている。
- ・個人農家の規模別では、5ha規模が1戸、3ha以上5ha未満が1戸、1ha以上3ha未満が5戸、0.5ha以上1ha未満が4戸、残りは全て0.5ha未満となる。当地区内には1ha以上の農家が7戸あることから、比較的、他の地区より大規模農家が多いといえる。
- ・生産作物については、主に水稻、野菜等がつくられている。
- ・農家における将来に向けた営農意向では、5割が「現状維持」、2割が「縮小又は廃業」、2割が「未定」となった。「拡大」を希望する者は1名に留まった。10年後の地域農業については、多数の者が「高齢化の深刻化」、「担い手不足」や「耕作放棄地の増加」を深刻な問題として認識しており、その問題解決策として、実効性のある農地流動化への取組が課題となっている。
- ・将来の地域農業の中心的担い手として、地元の大規模個人農家や認定農業者への期待が高い。

### (3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

- ・現状の営農活動を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地が生じた際は、地域の大規模農家をはじめ、規模拡大志向農家や認定農業者に農地の流動化を進め、農用地の有効利用とその保全を図る。
- ・新規就農者を確保・育成し、新たな地域営農の担い手として当該地域での定着を図る。
- ・栽培作物については、水稻、野菜を中心とした地域営農を今後も展開していく。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針	
・離農や耕作放棄地が生じた際は、地域内の大規模農家をはじめ、規模拡大志向農家や認定農業者を中心に戸地の集積を進め、農用地の効率的な利用を実現する。農地の集積にあたっては、農地バンクを活用する。	
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標	
現状の集積率	42 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標	
・規模拡大志向農家及び認定農業者等の中心的担い手農業者が耕作する農地団地の更なる面積拡大を進める。	

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
・現状の営農活動を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地が生じた際は、地域内の大規模農家をはじめ、規模拡大志向農家や認定農業者に農地の集積を進める。 ・農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
・農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容は、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・新たな基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用しながら適正に行う。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・新規就農者がいる場合、地域営農の新たな担い手農家として育成する。 ・新たな担い手農家の育成については、地域と連携しながら、当該農家の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援を行う。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ等の鳥獣被害の発生が予測される場合は、防止柵の設置等の対応を行う。
- ③地域営農の中心的担い手となる認定農業者等について、ICTを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を支援する。地域営農の新たな担い手農家の育成にあたっては、当該地域での営農の定着と経営基盤強化を図るために、必要となる土地利用調整や営農関係者との連携を支援する。
- ⑦土地改良施設等の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現 状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	
1 利用者	農業者 1	水稻、野菜	2.8 ha	- ha	水稻、野菜	2.8 ha	- ha	黄	
2 利用者	農業者 2	水稻、野菜	4.3 ha	- ha	水稻、野菜	4.3 ha	- ha	緑	
3 利用者	農業者 3	水稻、野菜	1.5 ha	- ha	水稻、野菜	1.5 ha	- ha	桃	
4 利用者	農業者 4	水稻、野菜	1.5 ha	- ha	水稻、野菜	1.5 ha	- ha	青	
5 利用者	農業者 5	水稻、大豆	1.3 ha	- ha	水稻、大豆	1.3 ha	- ha	紫	
6 利用者	農業者 6	水稻、野菜	2.1 ha	- ha	水稻、野菜	2.1 ha	- ha	橙	
7 利用者	農業者 7	水稻	1.1 ha	- ha	水稻	1.1 ha	- ha	桃ふち	
8 認 農	認定農業者 J	水稻	0.3 ha	- ha	水稻	0.3 ha	- ha		
9 認 農	認定農業者 I	水稻	0.5 ha	- ha	水稻	0.5 ha	- ha		
10 認 農	認定農業者 K	水稻	0.4 ha	- ha	水稻	0.4 ha	- ha		
11 認 農	認定農業者 L	水稻	2.2 ha	- ha	水稻	2.2 ha	- ha		
12 認 農	認定農業者 M	水稻	0.4 ha	- ha	水稻	0.4 ha	- ha		
13 認 農	認定農業者 B	水稻	0.8 ha	- ha	水稻	0.8 ha	- ha		
14 利用者	上記以外の農業者	水稻、野菜等	8.0 ha	- ha	水稻、野菜等	8.0 ha	- ha	赤ふち丸	
15									
計			27.2 ha	- ha		27.2 ha	- ha		

注

1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

#### 5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	J A 兵庫みらい	肥料・農薬散布	水稻等

#### 6 目標地図（別添のとおり）

#### 7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）	うち計画同意者数（人・%）
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。